

人吉球磨地協公告第4号

人吉球磨観光地域づくり協議会公用車賃貸借及び保守業務について一般競争入札に付するので次のとおり公告する。

令和3年4月30日

人吉球磨観光地域づくり協議会
会長 松岡 隼人

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
人吉球磨観光地域づくり協議会公用車賃貸借及び保守業務
- (2) 業務内容
別紙公用車賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間
契約締結の日から期間満了日まで60ヶ月
- (4) 納品場所
人吉球磨観光地域づくり協議会事務局（球磨郡あさぎり町免田東1774番地）

2 一般競争入札参加資格

次の要件を全て満たす者とする。なお、参加申込書（様式2）等が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害される恐れがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 過去2年の間に国（公団、公社も含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者
- (2) 人吉球磨地域の現状を把握し、具体的な提案等ができること。
- (3) 参加申込書提出の際において、人吉球磨広域行政組合工事指名競争入札参加者指名停止措置要項（平成11年告示第8号）に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

- (7) 本業務を一括再委託しない者であること。
- (8) 履行期間を遵守すること。
- (9) その他、本業務に係る関係法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

3 契約条項を示す場所

〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1774番地
人吉球磨観光地域づくり協議会事務局（あさぎり町生涯学習センター2階多目的室）

4 仕様書及び質問書の入手場所及び期間

(1) 仕様書

ア 入手場所

人吉球磨観光地域づくり協議会（以下、「協議会」という。）ホームページ「人吉球磨ガイド」からダウンロード

イ 入手期間

この公告の日から令和3年5月17日（月）午後5時まで

(2) 質問書（様式1）

ア 入手場所

4の（1）アに同じ

イ 提出期限

令和3年5月12日（水）午後5時まで

ウ 提出方法

質疑内容を簡潔にまとめ電子メールにより提出すること。

エ 提出場所

下記「14担当部署」と同じ

オ 回答方法

令和3年5月13日（木）午後5時までに協議会ホームページに掲載する。
なお、質疑のあった事業者名は公表しない。

5 入札参加申込書の提出

上記「2一般競争入札参加資格」を満たし入札に参加する者は入札参加申込書類一式を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 業務実績書（様式3）

ウ 業務体制表（様式4）

(2) 入手場所及び期間

4の（1）ア、イに同じ

(3) 提出期限、方法、場所

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。令和3年5月17日（月）午後5時必着）により提出すること。

イ 提出場所

下記「14担当部署」と同じ

ウ 提出期限

令和3年5月17日（月）午後5時まで。

6 入札書の提出期限及び場所

入札書（様式5）の提出期限及び場所は、次のとおりとする。

- (1) 期 限 令和3年5月20日（木）午後5時まで
- (2) 場 所 人吉球磨観光地域づくり協議事務局
(球磨郡あさぎり町免田東1774番地)
- (3) 方 法 持参又は郵送（書留郵便に限る。令和3年5月20日（木）午後5時必着）

7 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和3年5月21日（金）午後1時30分
- (2) 場 所 人吉球磨観光地域づくり協議事務局
(球磨郡あさぎり町免田東1774番地)

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、地方自治法施行令第167条の7及び人吉球磨広域行政組合契約規則（平成元年規則第22号）第11条の2第2項に準用し免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約保証金の額

契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付・免除・還付の方法

契約保証金の納付・免除・還付等は地方自治法施行令第167条の16及び人吉球磨広域行政組合契約規則第5条、第5条の2又は第5条の3に定めるところによる。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上のものから委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明瞭な入札
- (6) 入札条件に違反した入札

- (7) 連合その他 不正の行為があった入札
- (8) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (9) 入札参加申込書において虚偽の申請を行った者のした入札
- (10) 一般競争入札参加資格の確認を受けた者の入札であっても、開札時において上記2に定める一般競争入札参加資格要件を満たさない者のした入札

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出したもので、予定価格以内の最低価格（ただし、最低制限価格以上）の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約できるものとする。

12 最低制限価格 設定しない。

13 その他

この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び人吉球磨広域行政組合契約規則の定めるところによる

14 担当部署

〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1774番地
人吉球磨観光地域づくり協議会事務局（あさぎり町生涯学習センター2階多目的室）
メールアドレス kanchikyo01@kanchikyooffice.com
電話番号 0966-49-9010
FAX 0966-49-9011